

投票日時

## 7月10日(日)午前7時～午後8時

### 特例郵便等投票について

新型コロナウイルス感染症で宿泊・自宅療養等をしている方等で、一定の要件に該当する方は郵便で投票できます。

#### 対象となる方

今回の選挙の有権者で、次の全てに該当する方

- ①感染症法・検疫法の規定により外出自粛要請を受けた方、または検疫法の規定により隔離・停留の措置を受けて、宿泊施設内に収容されている方
- ②外出自粛要請等の期間が投票用紙等の請求の時点で、令和4年6月23日(木)から令和4年7月10日(日)までの期間にかかると見込まれる方

※濃厚接触者は本制度の対象となりません。期日前投票所や投票所での投票をお願いします。投票の際はマスクを着用し、手指を消毒するなど感染症対策を徹底してください。

#### 投票の手続き

投票日の4日前の令和4年7月6日(水)まで(必着)に投票用紙等の請求が必要になります。手続きの詳細は、本市ホームページをご覧ください。

### 期日前投票所の増設について

新型コロナウイルス感染症対策の観点から、投票者の分散と期日前及び当日投票所の混雑緩和を図るため、今回の参議院議員通常選挙ではイオン古川橋駅前店に期日前投票所を設置します。

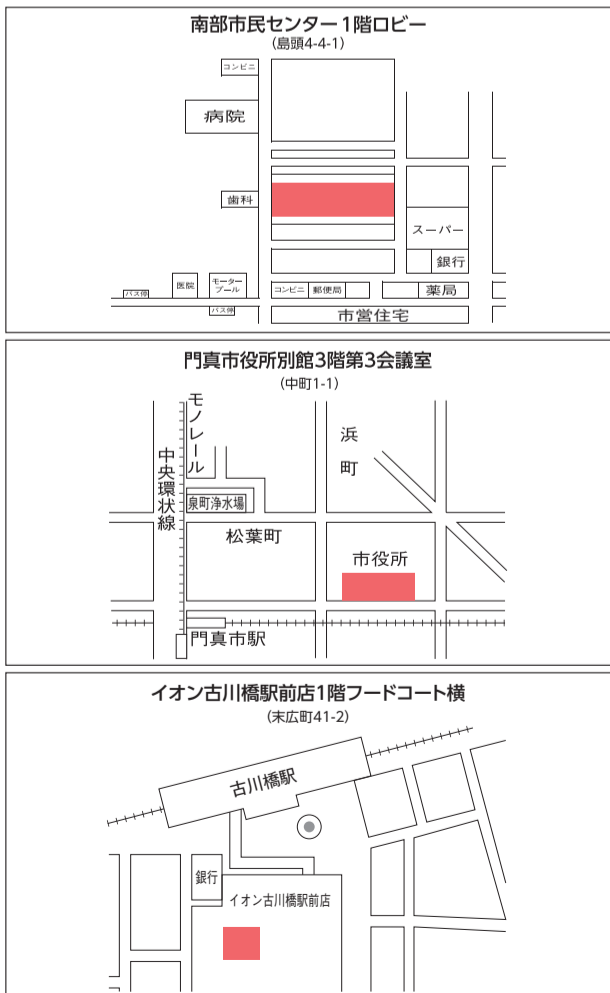
#### 期間

◆7月4日(月)～7月9日(土)

#### ところ・時間

- ◆イオン古川橋駅前店 1階フードコート横 (門真市末広町41番2号)
- ◆午前10時～午後8時

### 期日前投票所のご案内



### 新型コロナウイルス感染症対策について

感染予防や蔓延防止に取り組みますので、ご理解・ご協力願います。

#### 投票所における感染症対策

- ◆投票所入口に消毒液を設置し、記載台は定期的に消毒します。
- ◆投票事務従事者等は、マスクを着用します。
- ◆可能な限り投票所の換気を行います。
- ◆筆記具として、使い捨て鉛筆を用意します。
- ◆2人用記載台の片方を利用禁止としスペースを広めに確保します。

#### 有権者の皆様をお願いする感染症対策

- ◆ワクチンの接種済・未接種にかかわらず、投票所へ来られる際は、マスクを着用し、咳エチケットの実施をお願いします。
- ◆濃厚接触を防ぐため、周りの方と一定の距離を保ってください。
- ◆鉛筆やシャープペンシルなどを持参し、投票用紙に記入できます。

### 投票ができる人

参議院議員通常選挙で投票するには、選挙人名簿に登録されていなければなりません。

選挙人名簿には、住民基本台帳に記載されている日本国民で、次の要件に該当する人が登録されています。

**住所要件**  
令和4年3月21日までに転入届をした人で、引き続き3ヶ月以上本市の住民基本台帳に記載されている人  
年齢要件  
平成16年7月11日までに生まれた人

**住所を移転した人はご注意ください**  
5月31日(火)までに市内転居の届け出をした人は、新住所地の投票所で、6月1日(水)以降に市内転居の届け出をした人は、旧住所地の投票所で投票できます。

投票所で投票できます。

### 市内へ転入・市外へ転出した人

本市に転入しても本市の選挙人名簿に登録されていない人は前住所地で、また本市から転出して新住所地の選挙人名簿に登録されていない人は本市で投票できます。ただし、異動日等の関係で投票できない場合もありますので、関係選挙管理委員会へお問い合わせください。

### こんな場合は期日前投票や不在者投票を

投票日の当日に、次のような理由で投票所へ行けない人は、期日前投票等の制度をご利用ください。

### 期日前投票等ができる人

仕事や冠婚葬祭等の予定があるレジャーや買い物等で、投票日に

投票区内にいない病气やケガ、妊娠等のため歩行が困難  
本市の選挙人名簿に登録されている人で他市区町村へ転出した  
天災又は悪天候により投票所に到達することが困難(新型コロナウイルス感染症への感染が懸念される状況も含む)

投票日当日に選挙人が集中し、密になるのを避けるため、期日前投票の積極的なご利用をご検討ください。

### ご注意

期日前投票をする際に、その時点では満18歳に到達していない場合は、期日前投票ではなく、不在者投票をすることになります。そのため、投票箱に直接投票することはできません。

### 投票案内状

投票案内状が届いていない場合や紛失された場合でも、選挙人名簿に登録されていれば投票できますので、投票所で申し出てください。

投票案内状の裏面に宣誓書を印刷しておりますので、あらかじめご自宅等でご記入のうえ、期日前投票所にご持参いただくとスムーズな投票が可能です。

### 出張先や滞在地等での不在者投票をするには

「不在者投票宣誓書・請求書」で選挙管理委員会に投票用紙などを請求し、現在滞在している最寄りの選挙管理委員会へ投票してください。

また、都道府県の選挙管理委員会が指定する病院・老人ホーム・保護施設等に入院・入所中の人が不在者投票を希望する場合は、病院長・ホーム長等に依頼すれば、手続きを行うことができます。

